

食品安全委員会新開発食品専門調査会 (第128回) 議事録

1. 日時 令和8年4月15日(水) 10:31～10:49

2. 場所 食品安全委員会 第二会議室(虎ノ門アルセアタワー13階)
(Web会議システムを併用)

3. 議事

- (1) 専門委員等の紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出・座長代理の指名
- (4) 令和8年度食品安全委員会運営計画について
- (5) その他

4. 出席者

(専門委員)

石見専門委員、市専門委員、伊藤専門委員、井上専門委員、杉本専門委員、
津田専門委員、東泉専門委員、豊田専門委員

(食品安全委員会)

祖父江委員長、浅野委員、頭金委員

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、國保評価第二課長、刈岡評価情報分析官、
飯塚課長補佐、渡邊専門官、山川係長、坂本技術参与

5. 配布資料

資料1 食品安全委員会専門調査会運営規程

資料2 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料3 「食品安全委員会における調査審議方法等について(平成15年10月2日食品安
全委員会決定)」に係る確認書について

資料4 令和8年度食品安全委員会運営計画

6. 議事内容

○刈岡評価情報分析官 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第128回「新開発食品専門調査会」を開催いたします。

座長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきます。評価情報分析官の瀧岡と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、ウェブ会議システムを併用した形で、公開で開催しております。

また、本専門調査会の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

食品安全委員会の専門調査会は、令和7年10月1日付及び令和8年4月1日付で専門委員の改選が行われております。この新開発食品専門調査会は、本日が選任後最初の会合となりますので、最初に祖父江食品安全委員会委員長より御挨拶を申し上げます。

○祖父江委員長 では、改めて、皆さん、おはようございます。食品安全委員会の祖父江です。

このたび、専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございました。食品安全委員会の委員長として御礼を申し上げます。

既に内閣総理大臣名の令和8年4月1日付の食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いていると思います。専門委員の先生方が所属される専門調査会については委員長が指名することになっており、先生方を新開発食品専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

新開発食品専門調査会は、これまで主に特定保健用食品の安全性評価を行っていただいております。特定保健用食品は、保健機能食品の中でも最も古く制度化されたものですが、その後制度化された機能性表示食品に押されたのか、申請が少なく、令和5年5月を最後にその後の専門調査会は開催されておられません。先生方には若干手持ち無沙汰な思いをさせてしまっており、申し訳ありません。

一方で、今後、新開発食品の対象としては、細胞培養食品など評価方法がまだ定まっていない食品も想定されますので、その際には御苦勞をおかけするかもしれませんが、専門委員の先生方におかれましては、各分野における最先端の専門知識を生かして積極的に御発言をいただき、調査審議をお願いいたします。

さて、食品安全委員会は、リスク評価機関として独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場からリスク評価を行うということをミッションとしております。専門委員の先生方におかれましては、この原則を御理解の上、それぞれの専門分野の科学的知見に基づき、会議の席で御意見を交わしていただきますようお願いいたします。

通常、私どもが考えるサイエンスは、データに基づいてしっかりした根拠を基に知見を示していくものです。一方、レギュラトリーサイエンスは、多くの領域の専門家が力を合わせて判断をしていく科学でありまして、その一部であるリスク評価においては、限られたデータしかない場合でも、その限られたデータに基づいて何が言えるのかを突き詰め、不確実性を明記した上で、その範囲内で何らかの回答を出すことが求められるということを御理解いただきたいと思います。

なお、本調査会をはじめ、食品安全委員会の審議については原則公開ということになっております。公開することの意義としましては、最終的な判断、決定に至るまでの議論を広く公開することによって、審議の過程を国民の皆様に広く理解いただき、情報の共有に資するものと考えております。

最後になりますけれども、食品安全委員会の活動には国内外を問わず高い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。専門委員の先生方におかれましては、科学的に質の高いリスク評価を実施するために、御尽力いただきますよう重ねてお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○刈岡評価情報分析官 祖父江委員長、ありがとうございました。

続きまして、本日の配付資料の確認をいたします。

本日の資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに資料が4点ございます。

資料1「食品安全委員会専門調査会運営規程」。

資料2「食品安全委員会における調査審議方法等について」。

資料3「『食品安全委員会における調査審議方法等について』に係る確認書について」。

資料4「令和8年度食品安全委員会運営計画」。

配付資料の不足等はございませんでしょうか。もし不足などございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事（1）の「専門委員等の紹介」でございます。

お手元の専門委員名簿を御覧ください。

委員名簿にございますとおり、新開発食品専門調査会は10名の専門委員から構成されております。

私のほうから、名簿の順番でお名前のみ御紹介させていただきます。

荒木理沙専門委員は所用により本日御欠席です。

石見佳子専門委員でございます。

市育代専門委員でございます。

伊藤美千穂専門委員でございます。

井上真由美専門委員でございます。

杉本直樹専門委員でございます。

津田雅貴専門委員でございます。

東泉裕子専門委員でございます。

豊田武士専門委員でございます。

和田政裕専門委員でございます。

食品安全委員会からは、祖父江委員長、浅野委員、頭金委員に御出席いただいております。

最後に事務局の紹介をさせていただきます。

事務局長の中、事務局次長の前間、評価第二課長の國保、課長補佐の飯塚、評価専門官の渡邊、係長の山川、技術参与の坂本、最後に私、評価情報分析官の湊岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして議事（２）「専門調査会の運営等について」です。

お手元の資料１「食品安全委員会専門調査会運営規程」及び資料２「食品安全委員会における調査審議方法等について」を御覧ください。

要点のみ簡潔に説明をさせていただきます。

まず資料１ですが、運営規程のほうですけれども、第２条に所掌事務に関することなどが規定されております。当専門調査会の所掌事務については、別表で新開発食品及び特定保健用食品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議することとされています。

第２条第３項で専門調査会に座長を置き、委員の互選により選任すること、同条第４項で座長が会議の事務を掌理する、すなわち議長となることとされております。

また、同条第５項では、座長に事故があるときに備えて、座長があらかじめ座長代理を指名することとされております。

続いて、資料２を御覧ください。

２の（１）の委員会等における調査審議等への参加についてで、一定の要件に該当する委員は審議に参加できないことを定めています。具体的には、委員等が申請企業など特定企業から一定以上の報酬を受けている場合や、特定企業の役員等に就任していた場合などがその要件となります。さらに、④の調査審議対象品目の申請資料等の作成に協力した場合も含まれますので御注意ください。

また、次のページの（２）の規定に基づきまして、ただいま説明いたしました要件への該当性の有無を記載した確認書の提出をいただいておりますが、（３）のとおり、この審議に参加できない要件に該当することとなったと思われる場合には、速やかに確認書の提出をお願いいたします。

説明は以上でございますが、質問などはございますでしょうか。

それでは、ただいま御説明いたしました内容につきまして御理解、御留意の上、専門委員としてお務めいただきますようよろしくお願いいたします。

次に（３）の「座長の選出・座長代理の指名」に進ませていただきます。

まずは座長の選出をお願いしたいと思います。座長につきましては、食品安全委員会専門調査会等運営規程の第２条第３項に「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」とされております。

専門委員の皆様から御発言をお願いできればと思います。

津田委員、よろしくお願いいたします。

○津田専門委員 津田です。

これまでの経験を考慮しまして、井上専門委員が座長として適任だと思います。

○刈岡評価情報分析官 津田専門委員、ありがとうございます。

ほかに御発言のある方はございますでしょうか。

東泉委員、お願いいたします。

○東泉専門委員 私も井上専門委員を座長として推薦いたします。

○刈岡評価情報分析官 ありがとうございます。

ただいま、津田専門委員、東泉専門委員から井上専門委員を座長にと御推薦がございました。

委員の皆様、いかがでございますでしょうか。御賛同いただけます場合は、挙手か青色の同意カードを御提示いただければと思います。

(同意の意思表示あり)

○刈岡評価情報分析官 ありがとうございました。

委員の皆様より御賛同いただきましたので、井上専門委員に座長をお願いしたいと思います。

それでは、井上座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○井上座長 ありがとうございます。ただいま御指名をいただきました、京都大学の井上でございます。

歴は数年あるのですが、実質的にまだまだ経験不足でございますので、力不足のところもございますが、精いっぱい務めさせていただきますので、皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○刈岡評価情報分析官 ありがとうございました。

次に、食品安全委員会専門調査会等の運営規程の第2条第5項に「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する」とございますので、座長代理の指名を座長をお願いしたいと思います。

また、これ以降の議事の進行は井上座長をお願いいたします。

○井上座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明があった、座長代理の指名についてですが、私から、座長代理として杉本専門委員にお務め願いたく、指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(同意の意思表示あり)

○井上専門委員 ありがとうございます。

それでは、異議がなかったようですので、杉本専門委員から一言御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いします。

○杉本専門委員 座長代理を拝命いたしました国立医薬品食品衛生研究所の杉本でございます。このような重要な役割を仰せつかり、身の引き締まる思いでございます。

もしも座長代理を務めるようなことがございましたら、座長の井上先生に代わり、円滑で実りのある議論を行えるように努めるとともに、委員の先生方の御専門を最大限に生か

した審議に貢献していきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

○井上座長 杉本専門委員、ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事の（４）に参ります。「令和８年度食品安全委員会運営計画について」に進ませていただきます。

事務局から本年度の食品安全委員会の運営計画について説明があると聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○刈岡評価情報分析官 それでは、令和８年度食品安全委員会運営管理計画について御説明いたします。

お手元の資料４を御覧ください。

食品安全委員会では、毎年度、その運営に当たりまして、委員会の事業運営方針などを定めた運営計画を策定しております。年度最初の専門調査会でこの運営計画について御紹介をしておりますので、本日その御説明をいたします。

下のほうのページ番号で１ページ目の一番上の審議の経緯を御覧ください。本年２月に企画等専門調査会で運営計画の御審議をいただいた後、２月の食品安全委員会に報告をいたしまして、３０日間国民からの意見・情報の募集を行いました。その後、３月３１日の食品安全委員会で決定されたというものになります。

次に、２ページ目を御覧ください。

内容についてはかいつまんで御紹介をさせていただきます。

第１の委員会の事業運営方針では、食品安全委員会が法律などに基づいて事務を実施するとなっております。

第２では委員会の運営全般に関して記載しております。こちらは基本的に従前のおりということでございます。

次のページの第３ 食品健康影響評価の実施についてですが、１でリスク管理機関から評価要請された案件について、最新の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正なリスク評価を行うとして手順などを記載していますが、昨年度記載があった器具・容器包装のポジティブリスト制度導入に伴う食品健康影響評価に関する記載や、ベンチマークドーズ法及びQSARの食品健康影響評価への活用に関する記載については、一定期間経過したことから削除されております。

また、ページの中ほど、２ 評価ガイドライン等の策定等では、２番目の段落にリスク評価に資する最先端の技術を食品健康影響評価に導入するための手引きの策定や、国際水準のばく露評価の実施を目的とした分野横断的な技術文書の策定を進めるとしております。

次のページに進んでいただいて、第５ですが、食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進です。食品安全委員会において進めている研究・調査事業につきましては、調査研究の方向性を示したロードマップに基づいて行っているものとなります。１の（３）

に昨年同様、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定して公募を行うといった記載がございます。

次のページに進んでいただいて、第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進については、従前どおり様々な媒体・機会を通じて取り組んでいくということで記載の整備を行っております。

また、少し進んで10ページ、国際協調の推進ですが、国際会議については予算の制限もございますので、ウェブシステムも利用しつつ、引き続きこうした会議にも参加していくというものとなります。具体的なものとして、本年6月に国際食品微生物規格委員会の記載がございます。また、お示ししている会合のほか、必要に応じてコーデックス委員会各部会や国際会合等に委員等を派遣することとしております。

以上、要点のみの御紹介でございますが、後ほどお目通しいただければと思います。

説明は以上でございます。

○井上座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に御質問等はございますでしょうか。大丈夫ですね。

では、ないようですので、続きまして議事（5）の「その他」ですが、事務局からほかに何かありますでしょうか。

○飯塚課長補佐 特にございません。

○井上座長 ありがとうございます。

では、時間がかかなり早いですけれども、以上で議題は全て終了いたしましたので、これで第128回「新開発食品専門調査会」を閉会いたします。

どうもありがとうございました。適宜御退室ください。